

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	病院等の耐震改修促進税制の延長		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	病院等の事業用建築物の耐震改修工事について、当該工事に要した費用の 10% の特別償却を認める特例措置を 2 年間延長する。		
	減収見込額 （平年度）	-	(▲ 1 3 3 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

近年における地震災害の頻発、今後の大規模地震の危険性を踏まえた建築物ストックの安全性の確保を図る。

(2) 施策の必要性

我が国の既存建築物のうち、現行の耐震基準を満たさない事業用建築物は、約340万棟のうち約4割の約120万棟と推計されており、今後、東海・東南海地震等の大規模地震が想定される中、これら耐震基準不適合建築物の早急な改修が必要となっている。

そのような中、「建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」（平成17年6月1日施行）による建築基準法の改正において、現行の既存不適合建築物に対する厳格な現行基準適用ルール（増改築時に即座に全面的に現行基準適用）を合理化し、全体計画に基づく段階的な改修の認定、改修と一体となった部分のみに対する基準適用等の措置を講じることで、既存不適合建築物を順次現行基準に適合させる改修を可能とした。

さらに、耐震改修を一層促進するため、地方公共団体による耐震改修促進計画の作成、特定建築物に対する規制の見直し、所管行政庁による耐震改修計画の認定の対象拡大等を内容とする「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法）の改正がなされたところである（平成18年1月26日施行）。

しかしながら、既存建築物の耐震改修は、他の機能更新投資と異なり、それ自体が直接に収益に結びつかないことから、耐震改修への経済的インセンティブが著しく低い状況にある。

これらのことから、耐震改修を円滑化する法制度と税制によるインセンティブとの相乗効果により、建築物の耐震改修を緊急に促進することが必要である。

(3) 要望の措置の妥当性

①租税特別措置等の背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか

大規模地震の発生が切迫する状況にある中、想定され得る被害を未然に防止するためには、国家的課題として、建築物の耐震改修を強力に推進していくことが不可欠である。

また、不特定多数の者が利用する建築物の耐震改修による便益は、利用者をはじめとして社会に広く及ぶものであるが、建築主にとっては経済的負担を伴うものであるため、外部不経済を改善するための公的関与が特に必要であると言える。

②租税特別措置等の政策実現に向けた手段としての「有効性」が認められるか

建築物の所有者にとって、地震保険料の軽減等に加え、本特例による課税繰り延べ効果が生ずることで、初期投資負担は一定程度軽減される。このように、少ない繰り延べ金額により、大きな建築投資と安全性の向上という社会的効用を得ることができる。

③租税特別措置等に補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか

病院の耐震化を促進するための補助事業を設けている。しかし、補助事業の対象となる災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関等は約3,400病院であり、全病院の4割程度に止まっており、6割程度の病院には補助事業がなく、税制特例が有効な支援措置となっている。

また、耐震基準に係る既存不適合建築物は、財産権との調整の関係上、現行基準への強制的な適合を求めることは困難であることから、優遇税制などにより現行基準を満たす改修を誘導していく措置が有効である。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	(基本目標 I) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策目標 1) 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (1-1) 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	政策の達成目標	・ 多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率 目標値：約9割 (H27年度)
	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間
	同上の期間中の達成目標	・ 多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率 目標値：約9割 (H27年度)
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹・地域災害医療センター施設設備事業 (H8年度～) 耐震化未実施の災害拠点病院の耐震整備に対して助成 (H20年度補正予算から国の補助割合を3分の1から2分の1へ引上げ) 22年度概算要求額：8,874百万円 (医療提供体制施設整備交付金の内数) ・ 地震防災対策医療施設耐震整備事業 (H13年度～) 都道府県の「地震防災緊急5か年計画」に基づく耐震化未実施の医療機関の耐震整備に対して助成 (H21年度予算から国の補助割合を3分の1から2分の1へ引上げ) 22年度概算要求額：8,874百万円 (医療提供体制施設整備交付金の内数) ・ 医療施設耐震整備事業 (H18年度～) 耐震化未実施の救命救急センター等の救急医療機関等の耐震整備に対して助成 (H21年度予算から国の補助割合を3分の1から2分の1へ引上げ) 22年度概算要求額：8,874百万円 (医療提供体制施設整備交付金の内数) ・ 医療施設耐震化臨時特例交付金 耐震化未実施の災害拠点病院等の耐震整備に対して助成 21年度補正予算額：122,210百万円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記事業の国の補助割合の引上げ等とあいまって、本税制措置により、病院の耐震改修を一層促進することが可能となる。
こ れ ま で の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	政策の達成状況	・ 多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率 実績値：75% (H15年度)
	租税特別措置の適用実績	平成18年度1件 平成19年度5件 平成20年度2件
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	本特例の適用実績は徐々に増加しており、近年における地震災害の頻発及び今後の大規模地震の危険性を踏まえた建築物ストックの安全性を図る観点から、今後認定を受けた特定建築物の耐震改修工事の増加が見込まれる。

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率 目標値：約9割（H27年度）
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>事業用建築物の耐震改修は、防災対策への理解の進展や、税予算上の措置等により一定程度の進展がみられるが、建築制度の見直しや経済的な状況の変化等の理由によりやや想定を下回っている。</p>
	<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年度要望 ・ 平成20年度延長要望